銀改
銀座でわかる働き方改革

情報（第 62 号）

令和元年 8 月 9 日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL:https://ginza-syaroushi.com/

銀南街仮設発電設備：令和元年 8 月 3 日頃より稼働、当法人にも 4 日電気供給開始がされた

従業員の定義

1 書いてあること

面白判決を一つ紹介しますと、金融関係で有名な「百円手形事件」があります。手形金額欄に「壱百円」と記載がされていると同時にその右上に「￥1,000,000-」と記載され、100 円の収入印紙が貼られていました。振出金額 10 万円未満は非課税であり、100 円の収入印紙は金額 100 万円の手形印紙税額に相当するもので、手形所持人は、振出人へ 100 万円の手形訴訟を提起しました。

第一審は、100 円と判決し、二審は 100 円の手形に 100 円の収入印紙を貼付することがあるわけないじゃないか、「万」の字の脱漏が明らかと 100 万円の判決。最高裁は文字どおり 100 円としました（最一判昭 61.7.10 民集 40-5-925）。

前記のとおり裁判官の解釈が異なり、学説においても様々な意見があったようです。二審が解釈したとおり、本来、「壱百万円」とするところを「壱百円」との誤記と考察できる手形です。最高裁は、「手形における文字による金額記載を、経験則によって、算用数字により記載された 100 万円の明白な誤記であると目することは、手形の各所持人に対し流通中の手形について誤記という判断を要求することになるが、その判定基準があいまいで、手形取引に要請される安全性・迅速性を害し、いたずらに一般取引界を混乱させるおそれがある」と述べ、書いてあることがすべてだというのです。

2 就業規則の表記

「書いてあることがすべてだ」というのは、就業規則（賃金規程等の各種規程を含みます）にもほぼ当てはまります。

各企業の就業規則を拝見することが多々あります。そうすると、不明確な条項をよく見かけ、当事者である事業主としては、「それはこうだ」とか「実際の実務はこうなっている」の認識があるとしても、そう書いてないとすれば、労使紛争の種まきをしているようなもので、とても危険です。

要するに、事業主の認識として支給しないものだとしても、文面上は、支給すると書いてあればそうなります。当人は、そう思い込んでいますから、専門家において確認することが安全です。

3 労働者・従業員

例として、被雇用者である労働者・従業員の定義を考えてみましょう。わかりやすい例でいくと、従業員へ月末締切、翌月10日に賃金を支払う、従業員へ7月及び12月に賞与を支給すると規定した場合、前者はまず問題がないとしても、臨時従業員・パートタイマー従業員がいるとしたら大丈夫ですか。臨時従業員・パートタイマー従業員には、賞与を支給しないことが一般的となっているところ、従業員と一括りにしていると、全員へ賞与を支給すべきことになります。

臨時従業員・パートタイマー従業員へ賞与を支給しないことは常識だと言ったところで「書いてある」のだから通用しません。

4 労働者･従業員の定義

社員とは、法的には出資者のこと指すところ、従業員の意味で使用していることが多々あります（これは感心しません）。また、契約社員だ、派遣社員だ、パートタイマーだ、など様々な雇用契約形態が聞かれます。これらについて定義はありませんが、一般的には概ね次のとおりです。

⑴ 正社員

雇用期間の定めがなく、職務の内容及び勤務地のいずれも制限がなく、基幹業務を担当し、かつ、その進捗の責任を負う従業員。

⑵ アルバイト・臨時従業員

季節的、時期的に大量の業務を完了させるための繋忙期対策のための従業員で、必然的に雇用期間の定めがあります。

⑶ パートタイマー

フルタイム（8時間）労働者より短時間で勤務する従業員で、企業によって3～4時間、6時間程度など様々。

⑷ 契約社員（契約労働者というべき）

フルタイム（8時間）又は正社員と同じ勤務時間であるが、6か月や1年といった雇用期間の定めがある従業員。

⑸ 嘱託社員（嘱託労働者というべき）

定年退職者で再雇用された従業員。職場によっては、守衛・寮の管理者・特定時間帯の運転手等を指すことがあります。嘱託の意味は、進んで仕事を任せるというような意味で、経験豊かな定年退職者に仕事を任せる意味合いが強かったといえるでしょうか。60歳定年となっても現役並にバリバリ働いていただくべき世ですから、嘱託の字句は死語になりつつあるように思います。

⑹ 派遣社員

派遣元の会社から派遣契約により派遣された従業員で、派遣先の指揮命令を受けます。

5 従業員ごとの規定

一般的に以上のとおりです。企業としては、まず、誰に何の業務を担当してもらうのかを考慮して、雇用契約を締結します。就業規則では、従業員全般に適用される条項、主として正社員に対する条項が中心的に存在しますから、それとは別に非正社員以外に適用される就業規則が必要です。

当法人では、就業規則の制定・点検・改正作業を承っております。

745-0031　周南市銀南街 21　銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人　社会保険労務士　吉国智彦
TEL　0834-34-0567　FAX　0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL：https://ginza-syaroushi.com/